

使える? 使えない?

接骨院・整骨院での健康保険

気を付けましょう!
接骨院・整骨院での施術には健康保険を使えない場合があります



みんなのけんぽ 接骨院・接骨院で正しく使うために

- 1 施術を受ける際には負傷の原因を正しく申し出る
- 2 「療養費支給申請書」の内容をよく確認して自筆で署名する
- 3 健保組合から治療内容の照会をした時にはご協力をお願いします

健保組合では柔道整復師からの請求の中に健康保険の対象にならないものがあった場合、治療費を支払いません。また、いったん支払った治療費は自費診療としてみなさんに返還を求めます。十分ご注意ください。

しくみ

柔道整復師の施術を受けた場合本来はいったん医療費を全額自己負担し、後で被保険者が健康保険組合へ申請して7割分の払い戻しを受けます。

しかし、柔道整復師は患者の代理として、健康保険組合へ請求する「受領委任払い」の認可を受けています。

ほとんどの場合、一般の病院と同じように、3割の自己負担分を窓口で支払い、患者は「療養費支給申請書」に署名して健康保険組合への請求を柔道整復師に委任する形をとっています。

施術後は療養費申請書の
施術内容や回数、金額を
よく確認してください。
申請書にはあなたが自筆
で署名する決まりです。

使える

- ・ 打撲
- ・ ねんざ
- ・ 挫傷(肉離れ等)
- ・ 骨折・脱臼
(緊急時以外は医師の同意が必要)

*小児の時間節脱臼は
医師の同意は不要

これ以外は
健康保険では
かかれません。



使えない

(全額自己負担です)

- ・ 日常生活のなかの疲れや肩こり
- ・ スポーツなどによる肉体疲労
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 神経痛(リュウマチ・慢性関節炎など)
- ・ 加齢による痛み(腰痛や五十肩)
- ・ 漠然とした施術
- ・ 同じ部位の治療に関する
医師との重複診療
- ・ 業務中や通勤途上のけが
→ 労災保険を適用



Q スポーツ後なかなか疲労がとれないので接骨院に行こうと思います。この場合、健康保険は使用できるのでしょうか?

A 使えません。
単なる疲労回復などの場合、接骨院での施術は全額自己負担となります。なお痛みが数日経過しても取れない場合、ますます痛みが増すような場合はかかりつけの医師または柔道整復師に診てもらってください。また、骨折や脱臼などの接骨院での施術は、医師の同意があれば健康保険が使えます。(緊急時の応急処置は医師の同意は必要ありません)



Q 数年前に負傷した箇所がまた痛みだしました。こうしたケースでは、健康保険で柔道整復師にかかることができますか?

A 以前に負傷した箇所は、その箇所の機能構造が弱くなっていて、わずかな外力(外傷)でも負傷することがあります。このような場合は、柔道整復師に事情をよく説明して施術を受けることができます。また、健康保険で交通事故の後遺症の施術を受ける場合は、医師の指示に従ってください。
ただし、自然に痛み出したり、脳疾患後遺症などの慢性疾患は健康保険ではかかれませんが、必ず医師の診察を受けるようにしてください。



●病院・診療所と接骨院・整骨院の違い

| 病院・診療所 | 接骨院・整骨院 |
|-----------|------------|
| 医師 | 柔道整復師 |
| 治療 | 施術 |
| 手術や投薬ができる | 手術や投薬ができない |
| X線検査ができる | X線検査ができない |

打撲やねんざをした時に、接骨院や整骨院を利用される方もいらっしゃると思います。病院との違いを理解し、健康保険を正しく使いましょう。